

処分基準の改定概要

1 改定の主な理由

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が令和6年12月12日から施行されること等に伴い、施行日以降に行った行為を理由とする運転免許の効力の停止等の処分量定基準の標準を一部改正する。

2 改定内容

(1) 改正法による修正

大麻等を麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」と位置づけ、大麻等の不正な施用について同法の禁止規定及び罰則を適用することとされ、大麻取締法の名称が改正されたため、麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止等に係る処分基準についても、大麻等に該当する用語の意味を修正した。

(2) その他、所要の修正

未修正箇所であった「覚せい剤」を「覚醒剤」に改めた。

3 施行予定日

令和6年12月12日